滝沢市狩猟免許新規取得費給付金支給要綱

　（目的）

第１条　この告示は、鳥獣の捕獲に必要な資格である鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３９条第２項に規定するわな猟免許（以下「狩猟免許」という。）の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で滝沢市狩猟免許新規取得費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、農業者等による有害鳥獣の捕獲を促進し、市内における有害鳥獣による農林水産物への被害の軽減を図ることを目的とする。

　（支給対象者）

第２条　給付金の支給を受けることができる者は、市内の農林水産業者及び市内の農業者が所属する農業協同組合又は農業者で組織する団体（３人以上で構成する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約で定めているものに限る。）に所属する者、並びに市内に住所を有する林業経営体に所属する者とし、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（１）市内に住所を有する者

（２）市税に滞納がない者

（３）狩猟免許を新たに取得した者（すでに狩猟免許を取得し、狩猟免許の１回目の更新前の者を含む。）

　（支給の額等）

第３条　給付金の限度額は、別表対象経費の欄に定める区分に応じ、同表給付金額の欄に定める額の範囲内の額とする。

　（支給申請）

第４条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に規定する対象経費（以下「給付対象経費」という。）が生じた日の属する年度の末日までに、滝沢市狩猟免許新規取得費給付金支給申請書兼請求書（様式第１号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、すでに狩猟免許を取得した者については、狩猟免許の１回目の更新前までに申請することができる。

（１）狩猟免許及び狩猟免許取得に係る医師の診断書の写し

（２）購入したわなの写真

（３）給付対象経費に係る領収書等の写し

（４）誓約書兼同意書（様式第２号）

（５）市税に滞納がないことを証明する書類

（６）その他市長が必要と認めるもの

　（給付金の支給決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し給付金を支給するとともに、滝沢市狩猟免許新規取得費給付金支給決定通知（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

　（支給の決定の取消し）

第６条　市長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。

（２）その他この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により支給の決定の全部又は一部を取り消した場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

　（給付金の返還）

第７条　市長は、前条第１項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合であって、既に当該支給決定に係る給付金が支給されているときは、期日を定めて、その取消しに係る部分の給付金の額に相当する額の返還を求めるものとする。

　（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

　この告示は、令和４年１０月７日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 狩猟免許の区分 | 対象経費 | 給付金額 |
| わな猟免許 | １　受験手数料２　医師の診断書料（当該狩猟免許分に限る） | 対象経費合計の全額とし、その限度額を１万円とする |
| ３　わな購入費（１人１回限り） | 対象経費の全額とし、その限度額を５千円とする |